

# ○但馬公平委員会議事規則

平成10年4月1日  
但馬公平委員会規則第1号

改正 令和3年3月3日 但馬公平委規則第2号  
令和3年10月21日 但馬公平委規則第6号

## (目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、但馬公平委員会（以下「委員会」という。）の議事に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったとき委員長が招集する。
- 3 委員長は、会議を招集する場合、日時及び場所並びに会議に付する事項をあらかじめ委員に通知するものとする。

## (議長)

第3条 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

## (会議の公開)

第4条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

## (議事日程)

第5条 議事日程は、議長が定める。

## (職員及び議事録)

第6条 職員は会議に出席し議事録を作成する。

- 2 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 開会、閉会、散会等の年月日時
  - (2) 議事日程
  - (3) 付議案件、報告等の内容
  - (4) 議事の経過及び結果
  - (5) その他の必要事項
- 3 議事録は会議に出席した委員が署名の上確定する。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月21日但馬公平委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。